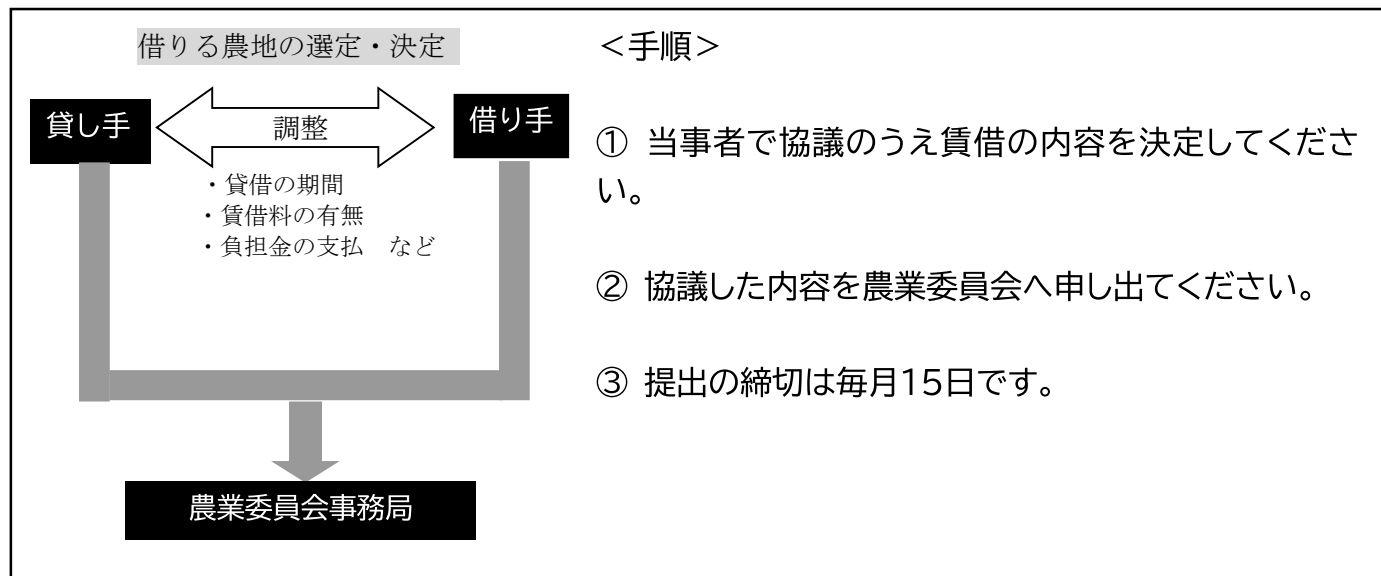


初めて農地を貸借される方(新規就農者)へ

～ 農地中間管理事業による農地の貸し借り(利用権設定) について～

これから農業を始める方が、農地中間管理事業により農地を借りる方法についてご案内します。



書類の提出期限、利用権設定日程表(予定)

書類提出期限	利用権開始日
8月15日まで	12月31日
9月12日まで	令和8年1月31日
10月15日まで	令和8年2月28日
11月14日まで	令和8年3月31日
12月15日まで	令和8年4月30日
令和8年1月15日まで	令和8年5月31日
令和8年2月15日まで	令和8年6月30日
令和8年3月15日まで	令和8年7月31日
令和8年7月15日まで	令和8年11月30日

利用権の設定に必要な書類一覧（窓口でお渡しします）

必要書類		借り手の区分		
		個人	農地所有適格法人	左記以外の法人
1	相談シート	◎	◎	◎
2	農地中間管理事業の推進に関する法律による 利用権を設定する者の届出※1	○	○	○
3	貸し手の住民票 （貸し手が市外在住のとき）	○	○	○
4	農機具の写真	◎	◎	◎
5	農機具のリース等の契約書の写し （農機具を所有していないとき）	○	○	○
6	位置図※2	◎	◎	◎
7	農業経営計画書	◎	◎	◎
8	土地の生産組合長の同意書	◎	◎	◎
9	利用権の設定を受ける者の農業経営の 状況等	×	◎	×
10	法人の現在事項全部証明書の写し	×	◎	◎
11	組合員名簿の写し、または、 株主名簿の写し	×	◎	×
12	法人の定款の写し、または、 寄付行為の写し	×	◎	◎
13	地域での適切な役割分担にかかる誓約書	×	×	◎
14	業務を執行する役員のうち、農業に常時従事 する農業担当であることの証明書※3	×	×	◎
15	集落との協議内容	×	×	◎
16	共通事項	×	×	◎

◎:必ず必要 ○:必要な場合あり ×:不要

※1 土地の所有者が亡くなられており、相続登記が完了していない場合に必要です。

※2 借り手の住所地から、利用権を設定する農地までの経路を示したものを提出してください。